

地域計画

策定年月日	令和7年2月10日
更新年月日	令和7年5月22日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	盛岡市 (2018)
地域名 (地域内農業集落名)	渋民地区 (芋田、渋民、門前寺、下田、川崎)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,653.52 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,176.65 ha
② 田の面積	780.16 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	396.49 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	64.75 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1,111.90 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	… ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	… ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域は農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。また、地域によっては小区画で、土壌条件が悪い農地が多いため、農地の借り手が見つらず、農地の集積・集約化が遅れている上、耕作放棄地化の懸念もある。山間部では、シカやイノシシなどの鳥獣被害も懸案である。新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

- ・「担い手」の経営体数:54(うち法人11)／614.03ha ※作業受託面積を除く
- ・主要な作目:水稻、牧草、畜産、大豆、小麦

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻及び畜産を中心に、大豆、小麦及び高収益作物の複合経営により効率的な生産を行い、需要に応じた生産・販売を行う観点から農産物の契約販売を行い、農業経営の安定化を図る。基盤整備事業などの活用で農地の耕作条件の整備を図ることで、担い手への集積・集約を促進する一方、新規就農者の受け入れと支援を通して、多様な経営体を確保・育成し、耕作放棄地化の防止と持続可能な地域社会の活性化を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、従来の人・農地プランにおける「中心経営体」(認定農業者、認定農業法人、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者)への農地の集積・集約化を推進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	37.13	%	将来の目標とする集積率 80.00 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
既存の団地に隣接する形で農地の集積を行い、併せて担い手同士の農地の交換による集約化に取り組むことで、担い手の作業性を向上させ、経営コストの低減を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組									
基盤整備事業等を通じて、農地耕作条件の改善を図ることで、中心経営体への農地の集約・集積を促進する。傾斜地や分散した農地が多い地区においては農地集約を行うことは難しいため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、農業生産活動を継続する。									
(2)農地中間管理機構の活用方法									
農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。									
(3)基盤整備事業への取組									
農地の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化などの基盤整備を検討するほか、農地耕作条件改善事業等の小規模な圃場整備事業の導入を検討する。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組									
市町村やJA、土地改良区等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の普及や農業用機械の賃貸といった支援を行うとともに、農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
作業の効率化が期待できる小麦、大豆や牧草の刈取作業等について、中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。また、農業支援サービスを提供できる経営体とサービスを受けたい農業者をマッチングする仕組みづくりを検討する。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①中山間地において、鳥獣被害が拡大しないよう、電気柵の設置などを支援し、目撃情報や被害情報があったときに速やかに対応する体制をつくる。鳥獣被害対策は個人や一部農家の取り組みでは効果が限定されるため、地域一体で取り組む体制づくりを行う。また、地域内外からの捕獲人材の確保・育成を進める。									
③農作業の効率化と人手不足の改善を図るため、スマート農業の導入を検討する。									
⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、耕作者だけで堰堀りや草刈といった農地の管理に係る作業を賄うことが難しく、農地所有者との調整が求められる。併せて、防除や草刈作業については、近隣の農業者と調整し委託を検討する。									
⑨畜産との協同による地域農業の活性化、環境にやさしい資源循環の実現による作物の高付加価値化、飼料などの資材費の節約等、多くのメリットがある耕畜連携を積極的に進めていく。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	53経営体	全般	600.07 ha	… ha	全般	629.99 ha	… ha	黒枠農地	
認就	2経営体	全般	0.84 ha	… ha	全般	0.84 ha	… ha	黒枠農地	
集	2経営体	全般	6.34 ha	… ha	全般	6.34 ha	… ha	黒枠農地	
到達	1経営体	全般	6.78 ha	… ha	全般	6.78 ha	… ha	黒枠農地	
利用者	847経営体	全般	1039.49 ha	… ha	全般	944.82 ha	… ha	黒枠農地	
計	905経営体		1653.52 ha	… ha		1588.77 ha	… ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	17経営体	全般	水稻、牧草、野菜

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。